

都道府県の行財政改革の取組状況

給与カットの実施

11～30年の間、都道府県の削減は2.69兆円

- 全ての都道府県で独自の給与カットを実施
- 平成11年度から30年度までの削減実績は(2兆6,900億円)を超える

<最大カット率> 給料:16%、管理職手当:25%、期末・勤勉手当:30%

- 一方、国は平成24年度及び平成25年度の2カ年で約6,000億円の給与カット

<臨時特例法による効果額> 年間:約2,900億円、措置期間累計:(約6,000億円)



職員数の削減

都道府県は国の7倍の削減率

- 都道府県の職員数(一般行政)は、平成13年度から29年度までに(21%)減少
- 一方、国の非現業職員は、同じ期間で(3%)の減少にとどまる



(注) 職員数は独立行政法人化及び地方独立行政法人化による減員を除いて指数化

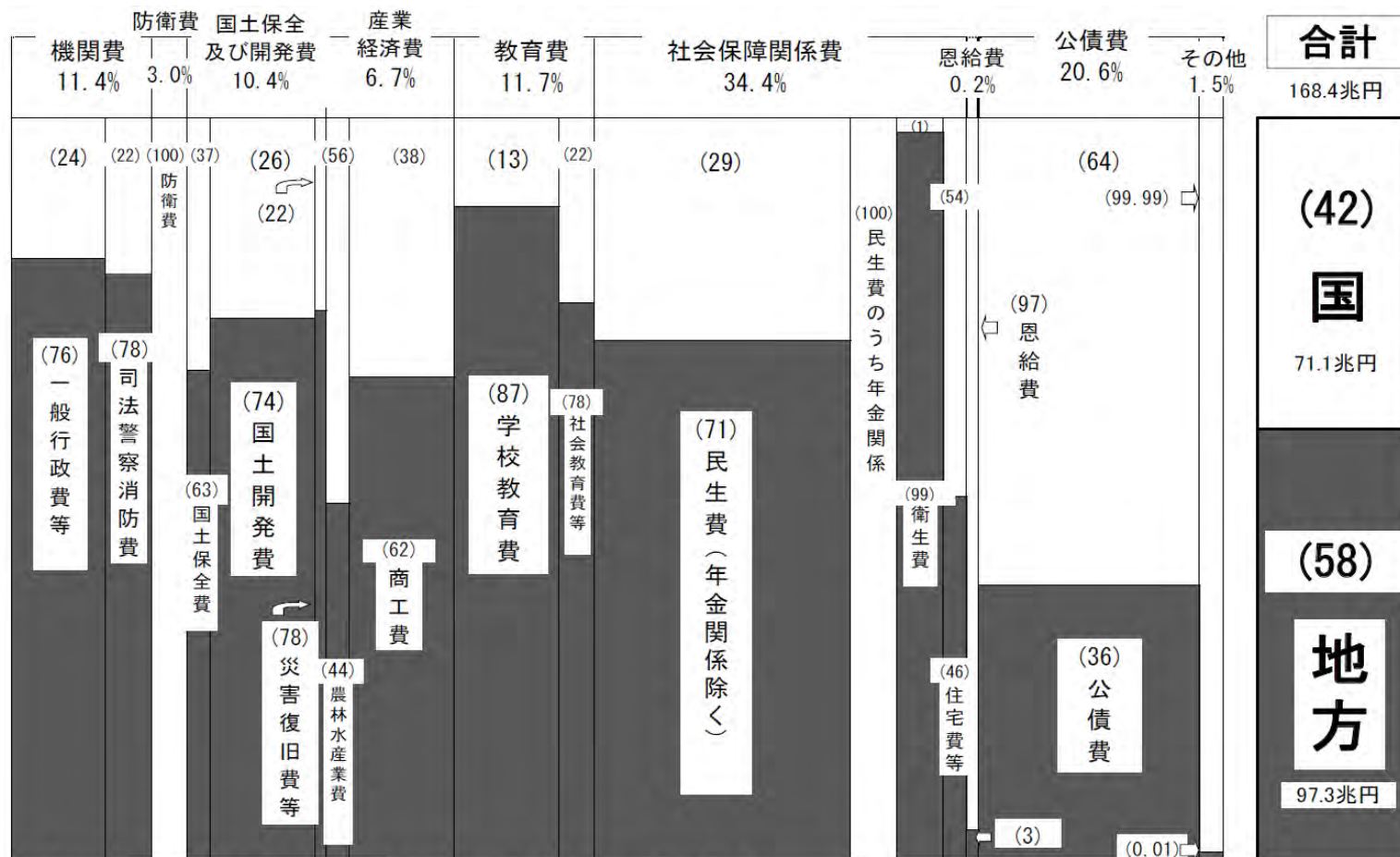
- 地方財政の健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費、投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情であるが、このような対応は限界にきている。

地方財政の果たす役割

○ 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。

○ その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

国と地方の役割分担（平成28年度決算）＜歳出決算・最終支出ベース＞



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合計数は精査中であり、異動する場合がある。

【総務省資料より】

社会資本の老朽化の現状

- 社会資本は日々の生活を支えるとともに、産業・経済活動の基盤であり、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な維持管理・更新が必要
- 高度成長期に大量に整備された道路、河川、下水、港湾等について、社会資本全体の老朽化が急速に進行することが想定

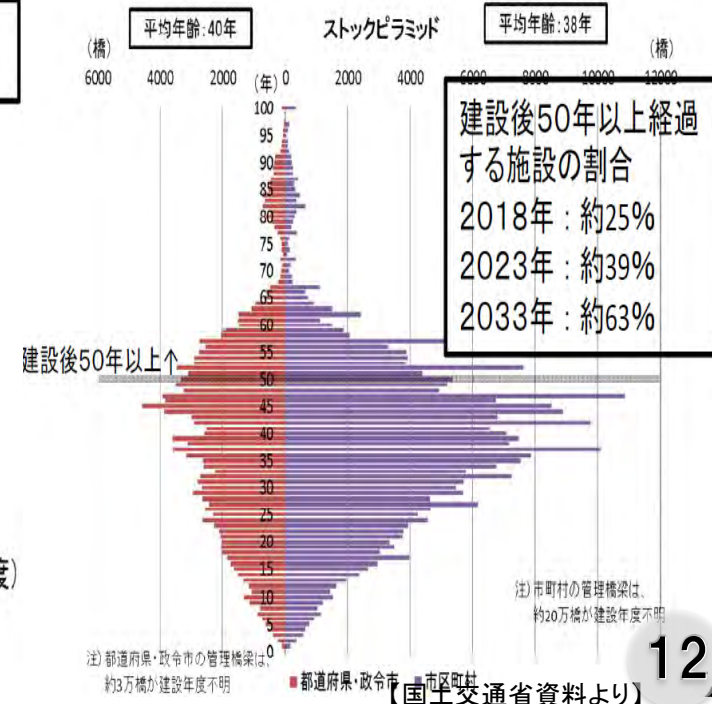
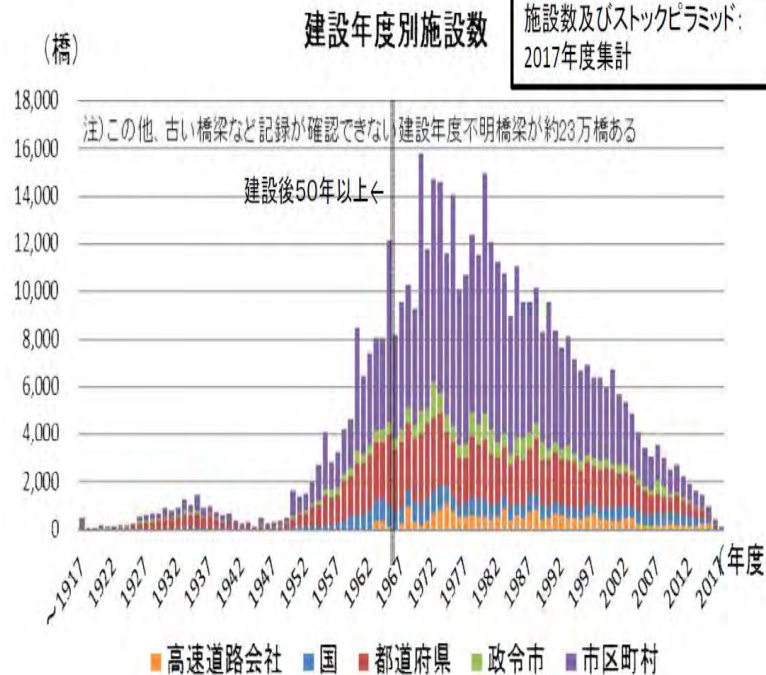
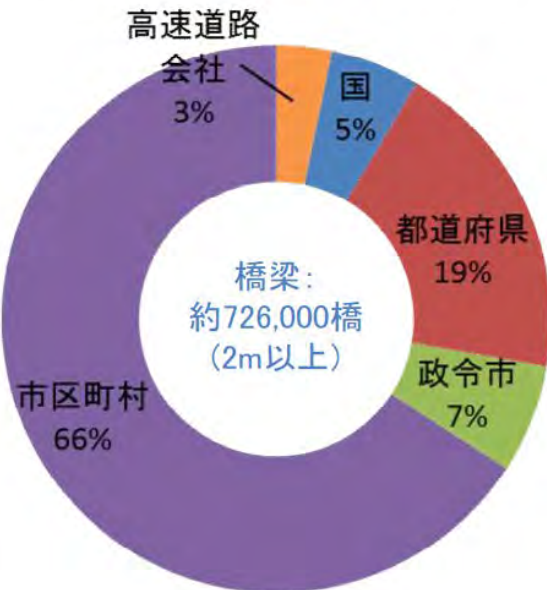
《建設後50年以上経過する施設の割合》

	2018年	2023年	2033年
道路(橋梁) [約73万橋(橋長2m以上)]	約25%	約39%	約63%
道路(トンネル) [約1万本]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設 [約4万施設]	約13%	約22%	約48%
海岸堤防等 [約8千km]	約22%	約32%	約53%
空港 [97空港]	約41%	約49%	約64%

○[事例]道路(橋梁)の老朽化の現状

- ・ 全道路橋(橋長2m以上)は約73万橋あり高度経済成長期に建設のピーク
- ・ 都道府県、政令市、市区町村が管理する橋梁が全体の約92%

道路管理者別ごとの施設数



児童福祉における国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化

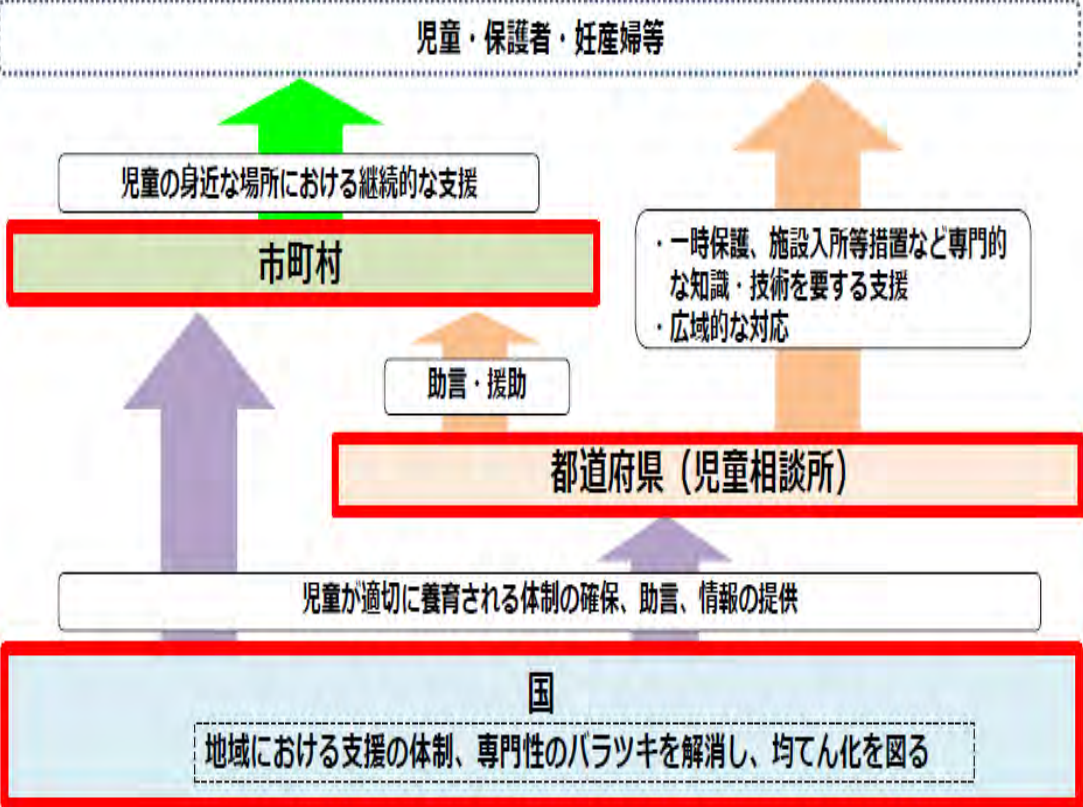
考え方

- 児童の福祉を保障するためには、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要がある。
- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が、現場に十分浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもある。

改正法による対応

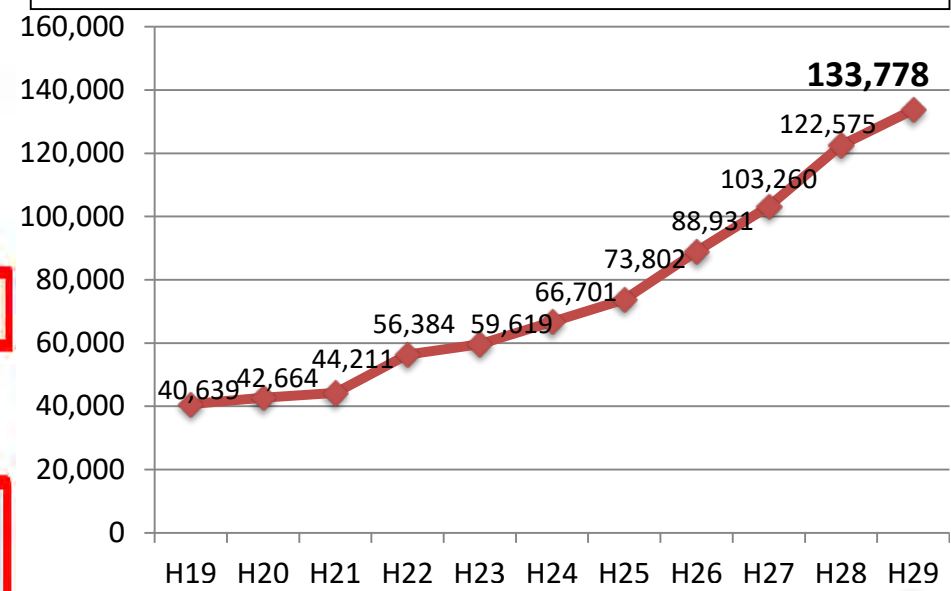
- **国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。**（児童福祉法（平成28年6月3日施行））

＜役割・責務の分担のイメージ＞



児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成29年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は133,778件で、前年度に比べ11,203件（9.1%）増加しており、年々増加している。



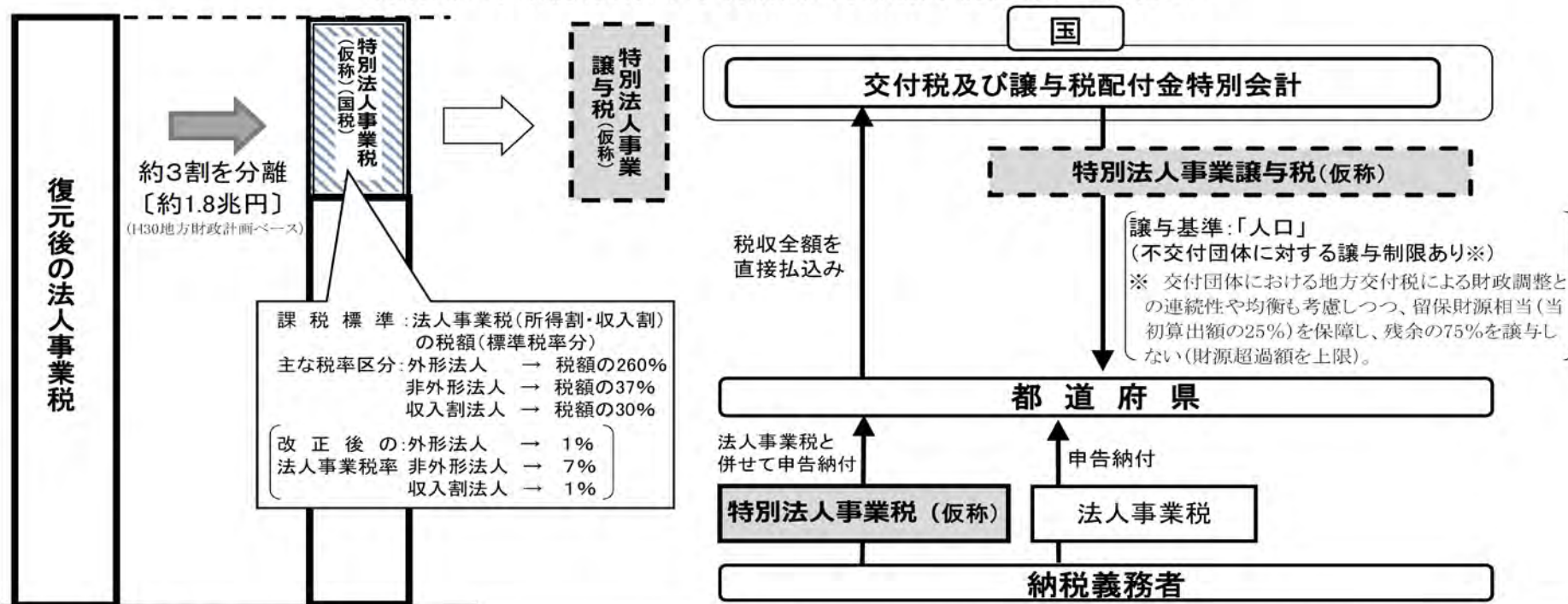
・出典：厚生労働省「福祉行政報告例」
 ・平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

3 地方法人課税の偏在是正について

地方法人課税における新たな偏在是正措置

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

<特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の仕組み>



<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税(仮称)の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

2019年10月に実施される偏在是正措置による財源の活用

(1) 法人住民税法人税割の交付税原資化〔平成28年度税制改正分〕

- 消費税・地方消費税10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して地方財政計画に歳出を計上

(2) 特別法人事業税・譲与税の創設(地方法人課税における新たな偏在是正措置)〔平成31年度税制改正〕

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設
- 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用



<知事会提言>

偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とするべき